

## 児童手当に関するお知らせ

平成24年4月から子ども手当は児童手当にかわりました。今回の制度改正に伴う新たな申請手続きは不要です（ただし、出生や他自治体からの転入等によって津別町での手当認定を受ける場合は手続きが必要です）

### 1. 平成24年4月～5月分の児童手当認定

津別町で子ども手当特別措置法（平成24年3月まで）の認定を受けた方が、4月1日時点で津別町での受給要件を満たしている場合は、改めて申請の必要はなく、児童手当が4月分から認定されます。

### 2. 平成24年6月分以降の児童手当認定

平成24年6月分から所得制限が設けられます。6月分以降の手当を受給するためには現況届の提出が必要になります。現況届の用紙は5月末に送付します。

### 3. 所得制限の導入 4～5月分については所得制限はありません。

平成24年6月分から所得制限が設けられます。生計中心者の収入が所得制限基準額を超えない方は通常の支給額となりますが、所得制限基準額以上の方は当面の間、児童1人当たり月額5,000円が支給されます。所得制限基準額は夫婦・子ども2人世帯の場合で生計中心者の収入が960万円を基準として政令で定められます。

### 4. 支給額（所得制限導入は平成24年6月分から）

3歳未満（一律）	月額1万5千円
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額1万円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円
中学生（一律）	月額1万円
所得制限額以上の場合（一律）	月額5千円



問い合わせ先 保健福祉課 福祉担当 ☎76 - 2151（内線299）

## 第27回オホーツク「木」のフェスティバル 感じますか、「木」の愛。

昨年、全国から4万2千人あまりの方が訪れたオホーツク「木」のフェスティバル。オホーツク圏において生産された木材・木製品をはじめとする「木」に関わる商品を一室に集めて、展示販売を行います。もちろん津別町からもたくさんの商品が出品されますので、どうぞ足をお運び下さい。



日程 5月18日（金）～20日（日）

時間 午前10時～午後5時まで

（最終日は午後4時まで）

会場 サンライフ北見、サンドーム北見、スキルアップセンター北見

問い合わせ先

2012オホーツク「木」のフェスティバル  
実行委員会 ☎0157 - 25 - 1331

## 平成24年度 こころの健康相談日程表

5月	16日（水）	11月	21日（水）
6月	20日（水）	12月	19日（水）
7月	18日（水）	1月	16日（水）
8月	22日（水）	2月	20日（水）
9月	19日（水）	3月	21日（木）
10月	17日（水）	※すべて要予約	

※毎月第3水曜日実施（8月は第4水曜日実施、3月は第3水曜日が祝日のため翌日実施）

場所 北見保健所

担当医師 嶋田進一郎医師

（北見赤十字病院 第一神経精神科部長）

予約・問い合わせ先

北見保健所健康推進課精神保健福祉係

☎0157 - 24 - 4137

## 年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎76 - 2151 内線 222

年金額を増やしませんか？

年金を満額受け取れない方へ  
国民年金制度は、20歳から60歳までの40年間の加入と納付状況によって年金額が決定されます。過去に保険料の未納や国民年金に加入していない期間があると「満額」の年金を受け取ることができなくなります。

しかし、次の条件を全て満たす方は、ご本人の申し出により、「任意加入制度」で国民年金に再加入し、年金額を増額することができます。

任意加入制度に加入できるのは、次の

- ①～③の全てに該当する方です
  - ①日本国内に居住する60歳以上65歳未満
  - ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない
  - ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480ヵ月未満
- 年金を受け取る権利のない方へ  
また、昭和42年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は、70歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。

## 弁護士による無料の 法律相談を開催

釧路弁護士会の弁護士による、無料の法律相談が開催されます。借金、離婚、相続、破産、交通事故、損害賠償などのことでお悩みの方は、この機会にぜひご利用ください。なお、相談には予約が必要です。

事業名 道東一斉すずらん無料相談  
（主催・釧路弁護士会）

日時 5月16日（水）  
午後1時～午後4時まで

場所 林業研修会館

予約受付 5月11日（金）までに、住民企画グループへお越しいただくか、電話でご予約ください。

予約・問い合わせ先  
住民企画課 住民企画グループ  
☎76-2151（内線216）

## 上下水道料金等の検針及び料金徴収業務担当員のお知らせ

平成20年4月から上水道・簡易水道・下水道・農業集落排水の料金にかかる検針・料金徴収業務を次の会社へ委託しています。各地域の担当員をお知らせします。

委託先 水ing株式会社 北海道支店

津別市街地区及び活汲地区	本岐地区	
 後藤 寛治さん	 内田 憲造さん	
豊永及び高台の一部、美都、上里地区	相生、大昭、布川地区	
 上杉 猛晴さん	 長谷川 巖さん	 佐藤 啓一さん

検針・料金徴収員の担当地区については、4月1日現在の大きな区域です。各検針・徴収員は身分証明書を携帯しております。不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

問い合わせ先

役場 上下水道担当 ☎76 - 2151（内線253・254）

委託先 水ing株式会社 北海道支店津別管理事務所  
（下水道管理センター内）☎76 - 2848

## 平成24年度 調理師試験のお知らせ

日時 平成24年8月30日（木） 午後1時30分から午後4時まで  
試験地 北見市（試験会場は、出願者に郵送する受験票により通知）  
試験科目 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論について筆記試験を実施  
受験資格 学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格）で、多数人に対して飲食物を調理して提供する施設又は飲食店営業等において平成24年5月25日までに2年以上調理の業務に従事した者  
願書提出先 北見保健所  
受付期間 平成24年5月14日（月）～5月25日（金）

問い合わせ先

北見保健所健康推進課健康増進係 ☎0157 - 24 - 4173